# プラント状況確認結果(令和元年 11 月 27 日~令和元年 12 月 3 日)

令 和 元 年 1 2 月 4 日 福島県原子力安全対策課

令和元年11月27日~令和元年12月3日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電 所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報 告から大きな変動はありません。

# プラント状況(12月3日午前11時)

以下の項目について、実施計画\*に定める制限を超える測定値はありません。 また、県の楢葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら(県HP)を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機*2
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量(m³/h)	2.8	2. 9	3.0	_
		圧力容器 底部温度(℃)	21. 0	26.0	25.3	_
	未臨界確認	キセノン 135 濃度 (Bq/cm³)	1. 22 × 10 <sup>-3</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0. 05	0. 08	-
使用済燃料 プール	冷却	水温(℃)	23. 6	24. 6	23.6	_

- ※1 直近データのみ記載。詳細は東京電力のページを御覧下さい。
- ※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。
- |(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(12月3日午前10時) 最小 0.409 (MP-6) ~ 最大 1.272 (MP-4) µSv/h ⇒計測地点の地図
- |(2) 発電所専用港内の海水中セシウム 137 濃度の測定結果(12月2日採取分)

最小 検出限界値未満 (物揚場前、港湾口) ※検出限界値は約 0.50、0.42 Bq/L ~ 最大 4.4 (1~4号機取水口内南側) Bq/L

⇒計測地点の地図

|(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム 137 濃度の測定結果(12月2日採取分)

5、6号機放水口北側:検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.57 Bq/L 南放水口付近:検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.58 Bq/L

⇒計測地点の地図

|(4) 発電所敷地内の大気中セシウム 137 濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら<u>(東京電力HP)</u>を御覧ください。

|(5) 1~6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム 137濃度の測定結果(11月 29日採取分)

最小 検出限界値未満 (3、4、5、6 号機) ※各検出限界値は 5.2、4.6、3.4、3.8 Bq/L ~ 最大 830 (1 号機) Bq/L

## トラブルの概要(令和元年 11 月 27 日~令和元年 12 月 3 日)

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■1/2 号排気筒ドレンサンプピット水位低下傾向の確認について(11 月 27 日発生) 東京電力は 1/2 号機排気筒ドレンサンプピット(以下、「当該ピット」という。) に対する最近の降雨による水位変動の傾向をつかむために水位データの推移を詳し く確認していたところ、水の移送をしていない時にも当該ピット水位が一定の水位 (約 325mm) まで低下する傾向を 11 月 26 日に確認しました。その後、過去に遡って水 位データを確認したところ、10 月 12 日の台風 19 号以降に水位低下傾向が見られることが、11 月 27 日に分かりました。

構内排水路モニタ、海水放射線モニタ及び周辺サブドレンピットの放射能濃度に有意な変動はなく、現時点で外部環境への影響は確認されておりません。当該ピットは、1/2 号機排気筒内に入った雨水を溜めるために設置したものであり、水位 400mm を超えたタイミングでポンプを自動起動して水を移送することで、都度 330mm まで水位を低下させています。

当該ピットの水位低下について、ピット外への漏えいが否定できないことから、核燃料物質等の管理区域内での漏えいに該当すると考え、11 月 28 日午前 10 時 30 分、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 62 条の 3 に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 18 条第 12 号「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき」に該当すると判断しました。

詳しくはこちら(1)(2)をご覧ください。

#### \*実施計画及び監視項目に関する解説

#### 〇実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組(設備設置含む)について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

### 〇注水量及び圧力容器底部温度

1~3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料(燃料デブリ)を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

#### 〇キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では 1 Bq/cm³以下であることが定められています。

## 〇窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値(2.5%)よりも低いことを確認しています。1~3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

#### 〇水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では $60^{\circ}$ C(1 号機)または $65^{\circ}$ C(2、3 号機)以下で管理することが定められています。

(お問い合わせ 024-521-7255)